

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

ふくし りょうえんじょじぎょう
(福祉サービス利用援助事業)

こんなことで困っていませんか？

- ✓ 福祉のサービスを利用したいけど手続きがわからない
- ✓ お金のやりくりや支払いに自信がない
- ✓ 通帳や印鑑などの管理が心配



こんなとき、くらしを手助けするサービスです
千葉市社会福祉協議会（社協）がお手伝いします
「契約」をむすんでお手伝いの内容を約束します

お手伝いできる内容

- 福祉サービス利用援助 基本サービス**
福祉サービスを安心して利用するために
● 福祉サービスについての情報をわかりやすく伝えます。始めるとき、やめるときに必要な手続きをお手伝いします。
● 選んだサービスに不満を感じた時など、「苦情解決制度」を使うためのお手伝いをします。
- 日常的金銭管理サービス 追加サービス**
毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れ
● 口座から必要なお金を払い戻してお渡しします。
● 家賃や公共料金など払い忘れがないように支払うお手伝いをします。
● ご希望によりお金のやりくりの助言をします。
- 書類等預かりサービス 追加サービス**
通帳や権利書などの大切な書類や印鑑などを銀行の貸金庫でお預かりします。
※ 現金、商品券、貴重品、株券、自宅の鍵などは預かることができません。



千葉市社会福祉協議会（社協）の千葉市成年後見支援センターへ

043-209-6000

月～金曜日・9:00～17:00（年末年始・祝日休み）

ご相談は無料です
秘密はまもります

利用にかかる費用について

ご相談や計画の作成は無料です。サービスが始まると以下の料金がかかります。

年会費 (全員)		3,600 円/年
利用料	福祉サービス利用援助 (全員)	1 時間未満 500 円
	日常的金銭管理サービス (希望者)	1 時間以上 1 時間 30 分未満 1,000 円 ※以降 30 分ごとに 500 円加算
	書類等預かりサービス (希望者)	3,000 円/年
交通費	ご利用者様宅までの往復の移動時間	30 分以上 500 円 (1 時間以上一律 1,000 円)

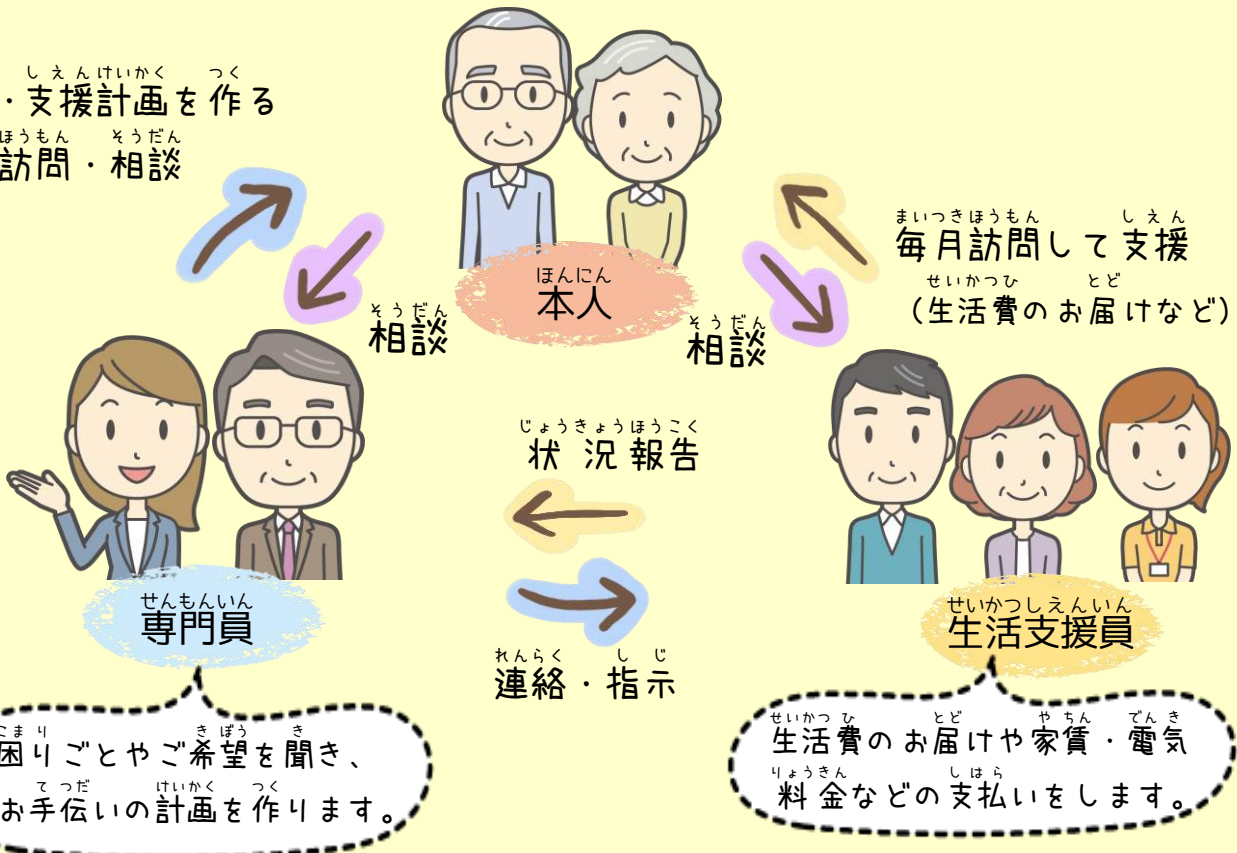
※生活保護を受けている間は無料です

お手伝いする人について

専門員と生活支援員があなたのサポートをします。

調査・支援計画を作る

定期訪問・相談



専門員は支援の計画をつくり、生活支援員はその計画どおりにお手伝い
します。どちらも社協の職員ですので、安心してお任せください。



りよう おも 利用したいと思ったら ー申し込み～サービス利用の流れー



そうだん
相談
うけつけ
受付

ちばししゃかいふくしきょうぎかい しゃきょう そうだん
千葉市社会福祉協議会（社協）にご相談ください。

こま 困っていることをお聞きし、どんな
てつだ お手伝いができるかご説明します。



ちょうさ
調査

ほんにん もうしこ あと せんもんいん ほうもん はなし
ご本人からお申込みいただいた後に専門員が訪問し、お話を
うかがいます。あわせてサービスを利用する意思と、契約能力
の確認を行います。

しんさ
審査

ほんにん けいやく かのう しえんないよう てきせつ
ご本人との契約が可能か、支援内容が適切かなど、
いし べんごし せんもんか しんさ おこな
医師や弁護士などの専門家による審査が行われ、
サービスの利用を決定します。



けいやく
契約と
しえんけいかく
支援計画

ほんにん しゃきょう しえん ないよう ひんど そうだん
ご本人と社協とで支援の内容や頻度などを相談して
きめま 内容を十分確認した上で、契約を結びます。
※契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの
1年間です。お互いに異議がなければ、契約を更新します。

サービス
かいし
開始

しえんけいかく き ひ せいかつしえんいん ほうもん しえん
支援計画で決めた日に、生活支援員が訪問して支援を
おこな 行います。専門員も定期的（数か月～1年ごと）に
ほうもん 訪問し、ご本人の判断能力と支援計画が適切かを
かくにん 確認します。

支援計画書（例）
1) 毎月第3金曜日の午前10時にご自宅を訪問します。
2) 預貯金から8万円を払戻ししてお届けします。
3) 訪問の際に公共料金、サービス利用料の支払いを代行します。



利用する前に考えてほしいこと

利用したい方と
ご家族や支援者の
みなさまへ



対象となる方

以下のいずれにもあてはまる場合、お申し込みができます

- ① 千葉市内に住んでいる
- ② 福祉サービスなどの手続きやその支払いなどをひとりで行うのが不安である
- ③ 自分からすすんでこのサービスを利用したいと思っている
- ④ 説明を受けて、このサービスで手伝わってもらえる内容がわかる
- ⑤ 市内の金融機関に口座をもっている（払い戻しのお手伝いが必要な場合）

この事業はご本人と社協とで契約を結び、支援計画に基づいてサービスを提供するものです。そのため、ご本人に契約の内容が理解できる能力と利用する意思があることが必要です。

調査で対象になると見込まれた場合は、契約締結審査会※に諮り、利用の可否を決定します。

※法律、医療、福祉の専門家で構成され、契約の可否や支援の内容などに関して助言をする機関です。

ご承知おきください



1 支援が始まるまでにかかる期間

初回相談から契約締結までにかかる期間は、2～3か月程度です。ご本人の状況によっては、それ以上かかることもあります。

この事業でご本人の権利を守ることができないと判断した場合は、「成年後見制度」の利用をおすすめすることがあります。



2 日常生活自立支援事業では対応できないこと

- × 買い物や家事、送迎
- × キャッシュカードでの払い戻し、口座の新規開設
- × 定期預金の出し入れや解約
- × 入居や入院などの契約の代理
- × 身元引受人や保証人になること
- × 自宅の処分や賃貸住宅の解約
- × 確定申告など専門家がすべきこと
- × 亡くなった後の払い戻し、支払い など

